

**事業事前評価表**  
**国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課**

**1. 基本情報**

- (1) 国名：東ティモール民主共和国（東ティモール）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画  
The Project for Human Resource Development Scholarship  
G/A 締結日：2023年5月19日

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における中核人材育成分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
東ティモールにおいては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

1) 行政能力向上及び制度構築

東ティモール政府は、「戦略的国家開発計画 2011 - 2030」において、民主的で持続可能な社会環境整備等の目標を掲げている。各開発課題を取り扱う政府機関の行政能力の向上および適切な制度構築が挙げられており、ASEAN 加盟を目指す東ティモールにおいて、その解決のための支援として人材育成奨学計画（以下、「本事業」という。）が位置付けられる。

2) 産業政策の推進

東ティモール戦略的国家開発計画において、①2030年までの上位中所得国入り、②近隣諸国との経済格差是正、③貧困層の撲滅を掲げている。各セクター（農業、石油、観光、ビジネス環境改善等）に取り組むことで産業の多様化を目指しており、今後の産業育成のための支援として当事業が位置付けられる。

3) 環境政策・天然資源管理の推進

東ティモール戦略的国家開発計画において、気候変動や自然災害に対して強靱な国家運営・インフラ整備はその目標達成のための優先課題に位置付けられており、環境・気候変動、防災分野等における政策整備の支援として本事業が位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け  
対東ティモール民主共和国国別開発協力量針（2017年5月）では、持続可能な国家開発の基盤づくり支援を基本方針とし、「社会サービスの普及・拡充」、「産業の多様化の促進」、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」を重点分野として定めている。また、対東ティモール民主共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023年3月）においても同様に協力の方向性を分析している。本事業は、本方針及び分析に基づき以下三

つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力方針との整合性が認められる。

- 1) 行政能力向上及び制度構築：開発課題に「行政能力向上・制度整備」「サービスデリバリーの向上」が含まれる。
- 2) 産業政策の推進
- 3) 環境政策・天然資源管理の推進

また本事業は上記を通じ、SDGs ゴール 4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」に貢献すると考えられる。

### (3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主なドナーとして、ポルトガル、オーストラリア及び韓国、中国等の奨学金事業が挙げられる。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的

東ティモールの政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与するもの。

### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

### (3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 8 名/期となる。ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。

### (4) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 8 名（修士課程 7 名、博士課程 1 名）の留学生が、本邦大学院において、東ティモールにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 2 年次事業として実施するものである。

### (5) 総事業費

172 百万円（概算協力額（日本側）：172 百万円、東ティモール側：0 百万円）

### (6) 事業実施期間

2023 年 7 月～2028 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

### (7) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、東ティモールにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、東ティモール政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：国家公共行政府院（INAP）、人事院、外務協力省、高等教育科学文化省、人材育成基金、在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所

（８）他事業、他援助機関等との連携・役割分担

１）我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

２）他援助機関等の援助活動：特になし。

（９）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１）環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：特になし。

３）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

<活動内容／分類理由>

留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

（10）その他特記事項：特になし。

#### 4. 事業効果

（１）定量的効果

指標名		基準値（2023年）	目標値（2029年）
留学する学生数（人）	修士	0	7
	博士 <sup>1</sup>	0	1
留学生の学位取得率（%） <sup>2</sup>	修士	0	95
	博士	0	65

（２）定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。

<sup>1</sup> 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

<sup>2</sup> 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件・外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、東ティモールの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、当国の開発課題解決のための人材育成並びに当国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後の評価に用いる指標  
4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期  
4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上